

社会福祉法人 育星園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育星園（以下「法人」という。）の理事、評議員、監事及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等には報酬を支給しない。

(日当・交通手当)

第3条 理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の業務を行う場合は、次の通り日当及び交通手当を支給する。ただし施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

(1) 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、法人監査及び函館市の監査に出席したとき。

(手当の額)

第4条 手当の額は次の通りとする。

(1) 日当 5,000円

(2) 交通手当 1,000円

(支給日)

第5条 手当の支給日は第3条の業務を行った日とする。

付則 この規則は平成29年4月1日にさかのぼり施行する